

障がい児福祉手当の所得制限の限度額表【令和8年8月～】

(単位:円)

等 の 数 扶 養 親 族	障がい児福祉手当	
	本人	配偶者及び 扶養義務者
0	3, 758, 000	6, 287, 000
1	4, 138, 000	6, 536, 000
2	4, 518, 000	6, 749, 000
3	4, 898, 000	6, 962, 000
4	5, 278, 000	7, 175, 000
5	5, 658, 000	7, 388, 000

※1月から6月までに申請する場合 →前々年の所得を適用

7月から12月までに申請する場合 →前年の所得を適用

(注) 1 上記表中の「本人」とは、障がい児福祉手当の障がい認定を受ける方をいいます。

2 扶養義務者は、本人とその配偶者を除く同居家族の中で、最も所得の高い方となります。

3 所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある方についての所得限度額は、上記表中の所得額に次の額を加算した額とします。

(1)本人の場合

①70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族1人につき10万円

② 特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者

老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族がいないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

4 表中の所得限度額と対比する本人、配偶者、扶養義務者の所得額からは、障がい者控除、配偶者特別控除など、別途控除することが認められているものがあります。